健生難発０３２５第１号
令和８年３月２５日

各（都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（　公　印　省　略　）

「小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実務上の取扱いについて」
の一部改正について

「小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実務上の取扱いについて」（令和６年３月 29 日付け健生難発 0329 第４号）の別紙「小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実務上の取扱い」について、別添新旧対照表のとおり改め、令和８年４月１日から適用することとしたので、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

健生難発 0329 第４号
令和６年３月 29 日

〔改正経過〕

第１次改正　令和６年11月 28 日　健生難発 1128 第１号
第２次改正　令和８年２月 16 日　健生難発 0216 第６号
第３次改正　令和８年３月 25 日　健生難発 0325 第１号

各（都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（　公　印　省　略　）

小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実務上の取扱いについて

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 22 第４項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業については、平成 29 年５月 22 日健発 0522 第１号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）により示しているところであるが、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の手続きに係る実務上の取扱いについて別紙のとおり作成したので、貴職におかれては、これを参考としつつ遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実務上の取扱い

1　小児慢性特定疾病登録者証（以下「登録者証」という。）の申請手続

（1）登録者証の交付の申請に当たっては、申請書に小児慢性特定疾病にかかっていることを証明する資料（医療意見書、小児慢性特定疾病の医療受給者証等とする。）を添付の上、都道府県、指定都市、中核市又は児童福祉法第 59 条の４第 1 項の政令で定める市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）に申請させること。

（2）都道府県等は、申請を受理した場合は、小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が児童福祉法第６条の２第３項に規定する厚生労働大臣が定める程度であること（以下「基準」という。）を満たしているかを審査し、満たしている場合には登録者証の交付を決定すること。

都道府県等は、基準を満たしていなかった場合又は満たしていることを判定できなかった場合には、小児慢性特定疾病審査会等に対し、登録者証の交付に係る審査を求めることが望ましい。

2　登録者証の交付の決定

（1）都道府県等は、基準を満たしていると認められた申請について、交付の決定を行い、登録者証を交付すること。交付の方法は、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）を活用すること。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて書面により発行することも可能とする。

（2）審査の結果、基準を満たさないと判定された場合には、その旨を記載の上、申請者に却下の通知書を交付すること。

（3）登録者証の有効期間は、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成（以下「医療費助成」という。）の有効期間に準じて設定すること。

（4）書面で登録者証を発行している場合について、登録者証の再交付の申請があったときは、登録者証を再交付すること。また、登録者証を紛失した者に対しては、再交付の後に失った登録者証を発見したときは速やかに再交付前の登録者証を都道府県等に返還しなければならない旨を申し添えるものとすること。

（5）登録者証の交付を受けた者が死亡したとき、その他登録者証を必要としなくなったときは、都道府県等に届け出るものとする。なお、紙で登録者証を発行している場合は、登録者証を速やかに都道府県等に返還させること。

3　登録者証の記載事項の変更

書面により登録者証の交付を受けた者は、その氏名を変更する必要が生じたときは、都道

府県等に届け出させて登録者証の記載の変更を行うこと。なお、マイナンバー情報連携を活用している場合は、届出不要とする。

4　登録者証の交付を受けた者が転居した場合の取扱い

医療費助成の取扱いに準じて対応すること。

5　登録者証の活用

各市区町村における災害対策基本法による被災者台帳の作成、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成に関する事務において、登録者証を活用することができる。

このほか、都道府県等において実施する小児慢性特定疾病児童等に対する福祉施策等の実施にあたっては、登録者証の活用を図るよう十分配慮されたい。

6　その他

（1）登録者証の対象者は、医療費助成の対象となる者であることから、登録者証の交付の申請に当たっては、医療費助成の申請と一体的に申請させることを基本とする。また、書面により登録者証を発行する場合は、医療費助成の受給者証と一体的に発行することを基本とする。

（2）申請書や登録者証の様式例は別添のとおりであるので、参考とすること。